平成２９年（フ）第２６４６号
大阪市住吉区長居西２丁目14番９―106号
破産者　岡部　正樹
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８１８号
大阪市此花区西九条２丁目１番32―405号
破産者　山崎　謙一
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７０号
大阪府茨木市北春日丘４丁目９番43号シャーメゾン北春日丘Ｂ棟　102号
破産者　尾上　良久
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７９号
大阪市浪速区幸町３丁目７番５号ベル・アーバニティ西難波901号
破産者　下里　政志
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９３号
大阪府東大阪市中新開１丁目13番30号　レオパレス・ピーチ　202号
破産者　荒木　和喜
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１４号
大阪府河内長野市楠町東1686番地の２　パックス楠205号、前住所堺市美原区青南台１丁目９番26号
破産者　森田　雅夫
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目１番５―407号
破産者　新井　直史
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１号
兵庫県南あわじ市灘土生32―１、住民票上の住所兵庫県南あわじ市灘土生401番地１
破産者　中田住設こと　中田　勝己
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市行徳１丁目160番地　中尾みさを方
破産者　西川　優子
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市山城町６番13号　クレージュ山城２―Ａ号、旧住所鳥取県鳥取市青谷町蔵内153番地１
破産者　瀧　　満
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
鳥取県東伯郡三朝町大字横手391番地　徳本団地14号（旧住所鳥取県東伯郡三朝町大字三朝903番地１）
破産者　米田　隆一
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第２号
岡山県勝田郡勝央町植月東664番地１
破産者　神田　健二
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３５１号
広島市南区向洋新町２丁目24番27号
破産者　宇根　由美
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島1243番地３、旧住所徳島県徳島市南矢三町１丁目12番68―203号　ハイツ277
破産者　三木　智也
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０２号
大分市大字上宗方393番地の３（アメージングビュー102）
破産者　大迫　甲弘
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
東京都板橋区加賀２丁目18番15号　日興タクシー寮（申立時の住所）秋田県横手市寿町８番26号
破産者　藤沢　義和
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第６９号
福島県岩瀬郡鏡石町仁井田212番地１
破産者　安藤　浩之
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１６９２号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目24番地４
破産者　鈴木　正則
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部